

障害者に関する制度

障害の内容等により対象を限定するものや、利用者の課税状況により自己負担が発生するものがあります。制度を受けるためには、申請が必要です。詳細はお問い合わせください。

身体障害者手帳	一定の身体障害がある方に交付します。身体に障害がある方が福祉制度を利用する場合、身体障害者手帳が必要です
療育手帳	児童相談所や心身障害者総合相談所で、知的障害と判定された場合に交付します
精神障害者保健福祉手帳	一定の精神障害がある方に交付します
自立支援医療（更生・精神通院）制度	医療費の自己負担割合が1割になる自立支援医療（更生・精神通院）受給者証を交付します
補装具費 日常生活用具	身体障害者手帳の交付を受けている方や難病患者等に、補聴器や車椅子等の補装具の購入・修理費用、歩行器等の借受け費用の支給や、日常生活の利便性を高めるための用具を給付します。事前に申請が必要です
軽度・中等度難聴児への補聴器の給付	身体障害者手帳の対象とならない軽度・中等度難聴児に、18歳の誕生日が属する年度末まで、補聴器の購入・修理費用の一部を給付します。事前に申請が必要です
福祉タクシー利用料金等の助成	昨年に引き続き対象となる方に、福祉タクシーチケットの申請書を送付しています。申請書は郵送で提出してください。申請書が届いていない方は、ご連絡ください 助成内容 600円のチケットを24枚交付（6月～来年5月分）
障害福祉課（第二庁舎1階☎25・9855、☎24・7007）	
障害福祉サービス	身体・知的・精神障害がある方、難病患者等（児童を含む）が利用できます。利用者は、サービスの量や支給期間等を記載した受給者証の交付を受け、事業者と契約しサービスを利用します ●介護給付＝ホームヘルプサービス、同行援護、行動援護、短期入所、療養介護、生活介護、施設入所支援 ●訓練等給付＝自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、グループホーム、就労定着支援、自立生活援助 ●地域相談支援＝地域移行支援、地域定着支援 ●計画相談支援（障害児相談支援）
障害児通所支援	身体・知的・精神障害（発達障害を含む）がある児童、難病の児童等に、日常生活の基本的動作や集団への適応訓練等の支援を行います
移動支援事業	目的地で介助が必要な知的障害児者、重度の身体障害児者、精神障害児者の外出の手助けをします
日中一時支援事業	日中、障害児者を一時的に預かります
重度身体障害者等訪問入浴サービス	介護保険の対象とならない重度身体障害者等に、巡回入浴車による入浴サービスを行います
障害福祉課（第二庁舎1階☎25・9854、☎24・7007）	
特別障害者手当等	重度の重複障害や、20歳未満で重度の障害のため、日常生活で常時介護を必要とする方に支給します 支給額 ●特別障害者手当（20歳以上）＝月額27,300円 ●障害児福祉手当（20歳未満）＝月額14,850円 ☎所得制限等の要件あり
特別児童扶養手当	心身に障害がある20歳未満の児童を養育する方に支給します 支給額 ●1級＝月額52,400円 ●2級＝月額34,900円 ☎所得制限等の要件あり
自動車運転免許取得費の助成	身体障害者（1～4級）が、就労や通院等を目的に普通免許を取得する場合に、費用の一部（限度額80,000円）を助成します。事前に申請が必要です
自動車改造費の助成	重度の身体障害者（肢体不自由1・2級）が、就労や通院等を目的に、自ら所有し運転する自動車の操縦装置等を改造する場合に、費用の一部（限度額80,000円）を助成します。事前に申請が必要です ☎所得制限等の要件あり
障害者の総合相談窓口	あそと（宮前1の3 おびった1階☎73・5936、☎73・5937）の相談員が、助言や支援等を行います
視聴覚障害者災害時情報発信	災害時に避難準備情報などを、ファックスや電子メールで受信できます ☎視覚障害1・2級、聴覚障害2～6級
Net119緊急通報	スマートフォンやタブレットを使って音声によらず、消防車や救急車の出動を要請できます ☎聴覚・音声・言語機能に障害がある方
障害福祉課（第二庁舎2階☎25・6476、☎24・7007）	